

## 所定疾患施設療養費算定状況について

介護老人保健施設において、入所者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

## 所定疾患施設療養費について

1. 対象となる入所者様の状態
  - ・肺炎
  - ・尿路感染症
  - ・带状疱疹
  - ・蜂窩織炎
2. 上記で治療が必要となった入所者様に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に算定する。また、1回に連続する10日を限度として、月1回に限り算定。
3. 診断名・診断を行った日、実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載。
4. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告する。

## 令和6年度所定疾患施設療養費算定状況

診断名/年月		令和6年									令和7年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数		1	2	1	1	2	1	3	7	5	1	4
	日数		5	14	5	5	9	1	14	56	26	5	15
尿路感染症	人数	7	1	5	3	6	7	4	4		5	5	4
	日数	50	5	27	18	36	36	20	26		26	30	22
带状疱疹	人数												
	日数												
蜂窩織炎	人数		2	1	2	2		2	1	1	1	1	
	日数		16	8	12	16		20	7	10	7	5	